

中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出から建築確認申請までのフロー

適用範囲

ア 500㎡以上3,000㎡未満の開発行為
 イ 建築行為であって、次に該当するもの
 (ア)事業区域面積1,000㎡未満の中高層建築物の建築
 (イ)事業区域面積3,000㎡未満の建築物の建築
 ウ 位置指定道路の築造
 エ 工作物の築造
 オ 宅地造成等規制法の許可・協議を要する宅地造成

中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出

※申請書、通知書各一部及び経過書提出のこと

現場調査

開発行為に非該当

開発行為に該当

ただし、市長が必要と認めた物件については、別途、開発行為該当物件と同様の協議を行うものとする。

市長が必要と認める物件

開発行為等事前調整会議

協議関係先へ函書の送付

約2週間後

開発行為等技術調整会議

月2回開催

書面協議

協議関係先からの最終回答

最終審査

審査

- ・予定建築物の高さが10mを超えるもの
- ・予定建築物が15戸以上の単身者向住宅

環境政策室（中高層担当）との協議

協議完了後

位置指定道路を築造するもの

道路位置指定協議書提出

協議関係先へ送付

書面協議

協議関係先からの最終回答

最終審査

中規模等開発事業事前協議承認通知書の交付

中規模等開発事業事前協議承認通知書の交付

中規模等開発事業事前協議承認通知書の交付

裏書

事前協議承認通知書に添付した指示事項に従って、協議関係先のゴム印をグリーンの「処理申込カード」に受ける。

- ・市民課住居表示担当
- ・管路保全室
- ・※協議関係先
- ・（排水設備担当）
- ・その他

最終の裏書 開発審査室

建築確認申請

・吹田 市
 ・指定確認検査機関（民間）

道路位置指定申請書の提出

着工指示

工事完了届・告示・副本交付

都計法 32 条 公共施設の管理者の同意等
 協議と同意

審査期間 おおむね7日

都計法 29 条 開発許可申請

審査期間 おおむね21日

許可書の交付

開発工事の着手

都計法 36 条 工事完了検査・完了告示・済証の交付
 開発事業完了届出書・検査済証

共同住宅等

戸建住宅等

協議関係先

1	開発審査室	条例担当
2	"	建築許認可
3	都市計画室	景観担当
4	"	計画担当
5	公園みどり室	
6	総務交通室	
7	管路保全室	
8	警防救急室	
9	企画財政室	
10	保育幼稚園室	
11	地域経済振興室	
12	環境政策室 (環境まちづくり担当)	
13	環境政策室 (中高層担当)	
14	環境保全指導課	
15	事業課	
16	教育政策室	
17	文化財保護課	
18	給水相談グループ	
19	その他	